様式１－３

保護協調チェックリスト（低圧配電線用）

連　系　線　　kV　　線

ご契約名義

〔連系区分〕低圧配電線　〔発電機種別〕直流発電設備（燃料電池・太陽電池）・同期機・誘導機

保護対象	保護継電器等	判断基準 特記事項（省略・共用など）	相数 単相２線	相数 単相３線	相数 三相３線	チェック結果(電力会社) 補足説明	適・否
お客さま構内事故	ＯＣＲ－Ｈ	・過電流要素付漏電遮断器（ＯＣ付ＥＬＣＢ）(注４)を設置する場合は省略できる。	1	2	2		
	ＯＣＧＲ	同上	1	1	1		
	ＯＶＲ(注１)	・交流発電設備自体の保護装置によって検出・保護できる場合は省略できる。	1	2	2		
	Ｕ　Ｖ　Ｒ	同上	1	2	3		
電力系統事故	Ｄ　Ｓ　Ｒ	・同期発電機を用いる場合に限る。 ・構内事故用ＵＶＲ又は，発電機自体の過電流継電器で保護できる場合は省略できる。 ・電力系統と協調がとれる場合は，三相３線式でも２相設置で可とする。	1	2	3		
	Ｕ　Ｖ　Ｒ	・誘導発電機及び逆変換装置を用いる場合に設置する。 ・構内事故対策用と共用させる。	1	2	3		
	単独運転検出機能（受動式）	・回転機を用いた交流発電機の場合に限る。	－	－	－		
お客さま単独運転防止 逆潮流無し 逆変換装置	Ｕ　Ｆ　Ｒ	―――――	1	1	1		
	Ｒ　Ｐ　Ｒ	―――――	1	1	1		
	逆充電検出 ＵＰＲ	・ＵＰＲ，ＵＶＲの代わりに単独運転検出機能を有する保護装置を設置することができる。 ・ＵＶＲは逆充電検出用として設置するものであり，構内事故対策用との兼用は不可。	1	2	3		
	逆充電検出 ＵＶＲ		1	2	2		
	同期機・誘導機 Ｒ　Ｐ　Ｒ	・系統事故用の保護装置により単独運転が検出できる場合には，省略できる。	1	1	1		
	Ｕ　Ｐ　Ｒ	・発電設備の出力容量が構内の負荷より常に小さく，系統事故用の保護装置及びＲＰＲで単独運転が検出できる場合には，省略できる。	1	2	2		
お客さま単独運転防止 逆潮流有り 逆変換装置	Ｏ　Ｆ　Ｒ	―――――	1	1	1		
	単独運転検出 受動式	―――――	－	－	－		
	単独運転検出 能動式	―――――	－	－	－		

適：○，否：×

（注１）ＯＶＲ：逆変換装置本体が単相２線構造で変圧器の出力側巻線で単相３線に変換するものを使用する場合は，一相（両電圧線間）検出でもよい。

（注２）「お客さま単独運転防止」に必要な保護装置について，逆変換装置を用いた場合で，発電設備の出力容量が契約電力に比べて極めて小さい場合（目安として5%以下）には，「逆潮流無し」の条件でも，「逆潮流有り」の保護装置群を設置してもよい。

（注３）ＵＶＲ：三相３線では，二相短絡時の確実な検出を図るため，三相検出とする。なお，逆充電検出機能を構成するＵＶＲは，二相検出でよい。

（注４）太陽光発電等の過電流要素付漏電遮断器（ＯＣ付ＥＬＣＢ）は，逆接続可能型であること（内線規定より）。

お客さま記入欄				
Ｄｅｖ No.	相数 単相２線	相数 単相３線	相数 三相３線	保護継電装置ブロック図
				・タイマーも記入すること。 ・リレーの遮断ＣＢを記入（Ｄｅｖ．No.は単線結線図に合わせること） ・単線結線図を添付のこと。
				（注）制御電源：低圧配電線連系で，停電補償等により装置の信頼性が確保されている場合は，商用電源を使用できる。